

報 道 各 位

新潟市循環社会推進課

## 能登半島地震に伴う被災家屋等の解体・撤去制度 申請期間の延長について

能登半島地震により被災した家屋等について、所有者の申請に基づき、市が申請者に代わって解体・撤去を行っていますが、申請期間を下記のとおり延長します。

### 記

被災家屋の解体・撤去制度の申請期間の延長

現 在 : 令和6年7月31日(水)まで

変 更 後 : 令和6年12月27日(金)まで

〔制度の対象となる被災家屋等〕

り災証明書または被災証明書で、「全壊」・「大規模半壊」・「中規模半壊」・「半壊」の判定を受けた住宅、アパート、空き家、事務所、店舗、工場、農舎など

※ 制度の詳細・注意点については市のホームページを参照

[https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/oshirase/jkouhikaitai\\_yokoku.html](https://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/gomi/oshirase/jkouhikaitai_yokoku.html)



<お問い合わせ先>

新潟市循環社会推進課 曾我

電話 (025) 226-1427 (直通)